

令和3年度第1回加須市田ヶ谷総合センター運営委員会 次第

日 時 令和3年12月20日(月)
15時00分～

場 所 加須市田ヶ谷総合センター
1階 集会室(ホール)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 移動スーパー支援に伴う田ヶ谷総合センターの利用について

(2) その他

4 閉 会



加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員

令和3年12月20日現在

No.	選出区分	氏名	備考
1	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	ふくおか のりあき 福岡 憲昭	
2	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	しみず たかし 清水 孝	
3	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	さかもと けんじ 坂本 健治	
4	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	せきぐち まさし 関口 政司	
5	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	わたなべ のりこ 渡邊 典子	
6	2号委員 知識経験を有する者	さかもと としお 坂本 利雄	委員長
7	2号委員 知識経験を有する者	さかもと ちかこ 坂本 チカ子	副委員長
8	2号委員 知識経験を有する者	てらい じろう 寺井 次郎	
9	2号委員 知識経験を有する者	おりはら ひろゆき 折原 浩之	
10	3号委員 市の職員	たかはし あつお 高橋 敦男	

* 選出区分 = 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則第8条

□任期：令和2年4月1日～令和4年3月20日

作成日 令和3年11月2日

食品、生活用品の移動スーパー事業計画株式会社 丸武
係長 江尻 庸平**1. 開始予定時期**

令和4年1月～3月

2. 目的

- ①高齢者のみならず、様々な理由で買い物にいけない方への商品提供
 - ・店舗場所まで移動手段がない、時間がかかる、距離がある等、高齢者を中心とした移動困難な方を対象にサービスを利用して頂く
 - ・免許返上する方が増加しており、今後も増えていくと予想される
- ②高齢者の外出機会につながるとともに、ほかの高齢者や、ひいては地域でのコミュニティ構築につなげていく
- ③移動販売を通じて、地域の見守り等の役割を担い、高齢者が安心して生活できるよう行政や地域の組織等と連携していく

3. 販売開始地域

①田ヶ谷地区から販売スタート/週1回～2回予定（木曜日もしくは月曜日）1時間程度滞在

②理由

- ・令和3年4月現在、田ヶ谷地区の総人口3,142人、うち65歳以上909人
- ・65歳以上の人口比率は約30%
- ・食料品を扱う商業施設は、騎西地域内においても少ない地域となり移動距離、利便性の観点から移動販売をスタート

③順次、騎西地域全域へ販売箇所を広げる

4. 取り扱い商品、サービス内容

- ①生鮮3品（青果、鮮魚、精肉）/冷蔵加工品（牛乳、豆腐等）/生活必需品の販売
- ②地域のお客ニーズに合わせた商品提供/注文対応サービス

5. 目標

高齢者が安心して生活できるよう地域との連携、見守り役を担う

- ・移動販売を通して、食品以外の『事・物』のニーズ
（例）散髪・衣料品の購入等商工会と連携し地域で守っていく
- ・コミュニケーションをとりながら地域を知り、異変に気付いた際には関係個所へ報告、相談する

移動スーパー事業者 を支援します！

新たな
補助金

加須市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな経営スタイルとして「移動スーパー」を導入する事業者や個人事業者の皆さんを支援します。

移動スーパー事業支援補助金

移動販売車を使用し、市内の各地域を巡回して生鮮三品及び日用生活物資等を販売する事業者等に対し、その経費の一部として、補助金を交付します。

■補助対象経費

- 移動販売車の取得に係る経費（リースの場合は、令和3年度分のみ）
- 移動販売を行うに当たり必要となる備品購入費
- 広告宣伝費及び販売促進に係る経費など

■補助金額

対象経費の2/3（上限100万円）

■補助対象事業者

次のすべての要件を満たす方

- ① 令和3年4月1日現在、市内に本店、支店もしくは主たる事業所を置く法人、または、市内に住所を有する個人事業主であること。
- ② 生鮮三品（青果、肉、魚）を含む食料品を備え、加えて、加工品及び生活必需品を移動販売車を使用して、不特定多数の市民を対象に市内を巡回しながら移動販売をすること。
- ③ 週1回以上、市内の任意の地域において移動販売を行うこと。
- ④ 5年以上継続して移動販売する意思があること。
- ⑤ 移動販売に係る関係法令を遵守すること。
- ⑥ 個別の契約に基づく宅配事業者でないこと。

■募集事業所 3事業所

■申請方法

申請書等に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

〔申請先〕〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1
加須市役所産業振興課

〔受付期間〕令和3年10月11日(月)～

令和4年2月28日(月)

※郵送の場合は、当日消印有効とします。



↓ 詳しくはこちら！



加須市ホームページ

延長しました！

加須市田ヶ谷総合センター条例

平成22年3月23日

条例第148号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点として、総合的な事業の推進を図るため、加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加須市田ヶ谷総合センター

位置 加須市上崎2080番地の1

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 調査研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 啓発及び広報活動事業
- (5) その他必要な事業

(利用の許可)

第4条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき又は利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの利用者は、利用許可と同時に、別表に定める使用料を納付しな

なければならない。ただし、第3条に基づく事業については、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) センターの管理上特に必要があると認め、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により、センターを利用することができないとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 館長の指示に従わないとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して、館長の点検を受けなければならない。前条の規定により利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用中に施設設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、第9条の規定による許可の取消し等によって利用者が被った損害額について、賠償の責めを負わない。

(運営委員会)

第12条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、加須市田ヶ谷総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料				備考
		午前	午後	夜間	1日	
1階		円	円	円	円	麵打ち室の利用は食生活改善室に含む。
	集会室	1,000	1,500	2,000	5,000	
	会議室兼相談室	100	150	200	400	
	教養娯楽室	100	150	200	400	
	食生活改善室	600	800	600	2,000	
2階	図書室	100	100	200	400	読書のための図書室の利用は無料とする。
	学習室	100	150	200	400	
	会議室	100	150	200	400	
	工作室	100	100	200	400	
	音楽室	100	100	200	400	

○午前とは、午前8時30分から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時まで、1日とは、午前8時30分から午後10時までとする。

加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

平成22年 3 月 23 日

規 則 第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加須市田ヶ谷総合センター条例(平成22年加須市条例第148号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休館日)

第 2 条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

(職員の任務)

第 3 条 センターに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、センターの業務を統括し、所属職員を指導監督する。

3 館長以外の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(館長の専決事項)

第 4 条 館長は、市長の権限に属する次の事項を専決することができる。

(1) 条例第 4 条の規定による利用許可に関すること。

(利用の手続)

第 5 条 センターの利用又は変更の許可を受けようとする者は、田ヶ谷総合センター利用（変更）許可申請書（様式第 1 号）を利用の 2 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請により利用許可するときは、田ヶ谷総合センター利用（変更）許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(利用の制限)

第 6 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行する者

- (2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者
(管理上の制限)

第7条 センターを利用する者は、センター内において許可なくして、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を利用し、又は喫煙すること。
- (3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
(田ヶ谷総合センター運営委員会の委員)

第8条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市の職員

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29規則20・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

田ヶ谷総合センター利用（変更）許可申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用（変更）について許可を受けたいので申請します。

利用日時	午前・午後 時 分から 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室 ・ 会議室兼相談室 教養娯楽室 ・ 食生活改善室	
	2階	図書室 ・ 学習室 ・ 会議室 工作室 ・ 音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員		使用備品	
			使用料 _____ 円

田ヶ谷総合センター利用（変更）許可書

年 月 日

様

加須市長 

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用（変更）を許可する。

利用日時	午前・午後 時 分から 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室 ・ 会議室兼相談室 教養娯楽室 ・ 食生活改善室	
	2階	図書室 ・ 学習室 ・ 会議室 工作室 ・ 音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員		使用備品	
			使用料 円